

市役所からのお知らせ

行政相談所

問 総務課 行政係 **内線321**

福島支所市民課 **内線603-3511**

国の行政機関などが行っている仕事やサービスについて、意見や苦情、要望などありませんか。

次のとおり行政相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。

●松浦会場

[日時] 10月11日（木）
[午前] 10時～午後4時

[場所] 市役所別館会議室
[行政相談委員（敬称略）]

川畠喜久雄
青木サチ

☎ 0956-75-0724
☎ 0956-74-0456

[日時] 10月11日（木）
[午前] 10時～午後4時

[場所] 鷹島町民集会所
[行政相談委員（敬称略）]

小田 鐵三郎
大野 伸一郎

☎ 0955-48-2444

薬と健康の週間



問 総務課 行政係 **内線321**

内線168

[行政相談委員（敬称略）]

「薬と健康の週間」です。
10月17日から23日までは

今年のスローガンは、「**今年もしっかりと、目のことはお近くの眼科専門医へ**」です。
2大失明原因である緑内障と糖尿病性網膜症は、初期には自覚症状がありません。目の健康を守るために一度は眼科専門医に見てもらいましょう！

運営ボランティア募集

[募集条件]

平成10年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人で松浦市内の中学校を卒業し、11月上旬から12月の夜、松浦市役所で開催する新成人意見交換会に参加できる人。

問 総務課 行政係 **内線321**

福島支所市民課 **内線603-3511**

くらし・行政なんでも相談（合同行政相談所）

問 総務課 行政係 **内線321**

福島支所市民課 **内線603-3511**

くらしの中での困りごとはありますか？

借金、登記、年金、隣接地との境界、若者の就職といった諸問題の相談や国などの行政に関する意見や苦情など、日常生活での悩みに対し、法務局など国の行政機関のほか、司法書士・行政書士をはじめ各種専門の相談員による合同行政相談所を開催します。

司書士・行政書士をはじめ各種専門の相談員による合同行政相談所を開催します。

薬を使用する際には次のようなことに注意し、より安全に効果的に使用してください。

○ 使用する前に薬の添付文書（能書き）をよく読みましょう。

○ 用法・用量を守りましょう。

○ 薬の剤形にあつた服用方法を守りましょう。

○ 薬の飲み合わせに注意しましょう。

○ 薬は正しく保管しましょう。

○ 古い薬の使用はやめましょう。

○ 高齢者や子どもの薬の使用には特に注意しましょう。

○ 薬は正しく保管しましょう。

○ 古い薬の使用はやめましょう。

平成31年松浦市成人式・運営ボランティア募集

問 生涯学習課社会教育係 **内線340**

✉ syouga@city.matsuura.lg.jp

式典のご案内

【新成人該當者】

平成10年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人

【受付】正午～午後0時50分

【開式】午後1時

【場所】松浦市文化会館ゆめホール

【日時】平成31年1月4日（金）

【午後】1時～4時

【場所】松浦市文化会館

【共催】行政監視行政相談センター、松浦市



10月10日は「目の愛護デー」

問 健康ほけん課健康推進係 **内線129**

※該当者には案内状（葉書）を11月に送付します。該当者で案内状が届かない場合は、問合せ先までご連絡ください。

※ホールへは、新成人の入場を優先しますので、当日の混雑状況により、新成人以外の入場をご遠慮いただけ場合があります。

【その他】

交通費や謝礼などの無いボランティア活動となりますが、一生に一度のイベントであり、良い思い出になると思いますので、ぜひご応募ください。

また、この記事をご覧になつた人で心当たりの新成人がいらっしゃいましたら、ぜひお勧めください。

【内容】 平成31年1月4日に開催する松浦市成人式において、成人式の周知や受付業務を行っていただきます。

また、新成人の抱負や交表していただきます。

通安全宣誓などを舞台で発表していただきます。

電話かメールのいずれかの方法で、**参加の意思と住所**を生涯学習課までお問い合わせください。

電話かメールのいずれかの方法で、**参加の意思と住所**を生涯学習課までお問い合わせください。

電話かメールのいずれかの方法で、**参加の意思と住所**を生涯学習課までお問い合わせください。

電話かメールのいずれかの方法で、**参加の意思と住所**を生涯学習課までお問い合わせください。





10月は土地月間です

問 政策企画課企画統計係
内線315

10月1日は土地の日
大規模な土地取引には届出
が必要です

一定面積以上の土地について、売買や交換、賃借などの取引をした場合、国土利用計画法により、土地の権利取得者（売買の場合であれば買主）は、契約締結日を含めて2週間以内に土地の利用目的などについて土地の所在する市町へ届出が必要です。

届出をしなかった場合や虚偽の届出を行った場合は、罰則が適用されますのでご注意ください。

○届出の必要な土地取引面積
〔市街化区域〕
2,000m²以上

※松浦市に市街化区域の該当
地域はありません。
〔市街化区域以外の都市計画区域〕

10,000m²以上
5,000m²以上
〔都市計画区域以外の区域〕

2018年漁業センサス にご協力ください

問 政策企画課企画統計係
内線316

農林水産省が、平成30年11月1日現在（流通加工調査は平成31年1月1日現在）で「2018年漁業センサス」を実施します。

この調査は、5年に1回の周期で実施されており、漁業の生産構造や就業構造、水産物の流通・加工など漁業を取り巻く環境の実態と変化を把握することを目的としています。

これに伴い、本市においても、10月中旬頃から統計調査員が調査対象となる漁業関係者の方々に調査書類を配布します。調査への回答は、インターネット又は紙の調査票での回答をお願いします。

なお、統計調査員や調査関係者が調査で知り得た内容を他に漏らしたり、統計を作成・分析する目的以外で調査票を使用したりすることは絶対にありません。本調査は、漁業の現状を知り将来を考えるための大切な調査です。ご協力をお願いします。

消費生活センターだより

問 松浦市消費生活センター 内線180、直通72-1861

役所などをかたる詐欺の電話 ～留守番電話・番号表示機能が有効～



【事例】

- (1) 県庁を名乗り「あなたの個人情報が3つの会社に登録されているので削除するか？」と電話があった。了解すると、翌日再度連絡があり、1社が削除できないので救済団体に連絡するように指示された。本当に県からの電話なのか。
- (2) 「県庁の職員だが、あなたの名前で間違って契約されているので、こちらで解約してあげます」と言わされたので了承すると、「解約手続きに手数料がいる」とお金を要求された。

【アドバイス】

上記事例のように「個人情報を削除します」、「代わりに解約してあげる」などと公的機関をかたって信用させ、最終的に金銭を要求する詐欺が多く寄せられています。

役所などからこういった電話をかけることはありませんし、どんな名目でもお金を要求したり、預かつたりすることは絶対にありません。

事例のような電話があつたら、話をせず電話を切ってください。そしてすぐに警察や消費生活センターに連絡しましょう。

予防策としては、留守番電話機能を利用して、かかつてきただけには出ず、必要に応じて後でかけ直すようにする方法が有効です。発信者番号表示機能を使い、知らない電話番号からの電話は出ないようにしましょう。

また、悪質商法などの撃退のため、自動通話録音装置の貸し出しを行っています。利用には一定の要件がありますので、詳しくは問合せ先にお尋ねください。

※おかしいなと思ったときは、消費生活センターにご相談ください。